## 新潟市住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 セキュリティ組織 (第3条-第7条)

第3章 重要機能室の入退室管理 (第8条-第10条)

第4章 運用管理 (第11条-第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、新潟市情報通信技術の活用に関する規程(平成31年新潟市訓令第1号)及び新潟市情報セキュリティーポリシー(平成17年10月1日施行)に定めるもののほか、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、電気通信回線を通じた 送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の 方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号)に定めるものの ほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) ゲートウェイサーバ 既存住基システム (住民基本台帳に関する事務を処理 する大型電子計算組織をいう。以下同じ。) とコミュニケーションサーバを連携 するための電子計算機をいう。
  - (2) 端末機 コミュニケーションサーバを利用した業務処理を行うためのディスプレイ,プリンタその他の入出力装置をいう。
  - (3) セキュリティ 正確性,機密性及び継続性の維持をいう。

第2章 セキュリティ組織

(データ保護管理者)

- 第3条 新潟市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策を総合的に 実施するため、データ保護管理者を置く。
- 2 データ保護管理者は、市民生活部長をもって充てる。

(システム管理者)

- 第4条 新潟市住民基本台帳ネットワークシステムの適切な管理を行うため、システム管理者を置く。
- 2 システム管理者は、市民生活部市民生活課長をもって充てる。
- 3 システム管理者は、必要に応じて、総務部情報システム課長(以下「情報システム課長」という。)と協議し、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムの管理を 行うものとする。

(データ取扱責任者)

- 第5条 新潟市住民基本台帳ネットワークシステムを利用する所属においてセキュ リティ対策を実施するため、データ取扱責任者を置く。
- 2 データ取扱責任者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムを利用する所属 の長をもって充てる。

(セキュリティ会議)

第6条 データ保護管理者は、必要に応じてセキュリティ会議を招集するとともに、

議長を務める。

- 2 セキュリティ会議は、データ保護管理者のほか、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) システム管理者
  - (2) データ取扱責任者
  - (3) 情報システム課長
  - (4) 総務部総務課長
- 3 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 新潟市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の決定及び見 直しに関すること。
  - (2) セキュリティ対策の遵守状況に関すること。
  - (3) 教育・研修の実施に関すること。
  - (4) 緊急時の対応に関すること。
- 4 議長は必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 セキュリティ会議の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。 (関係部署に対する指示等)
- 第7条 データ保護管理者は、必要に応じて、セキュリティ会議の結果を踏まえ、関係する所属の長に対し指示又は必要な措置を要請するものとする。教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道局長及び議会に対しても、必要な措置を要請することができる。

## 第3章 重要機能室の入退室管理

(入退室の管理)

- 第8条 重要機能室への入退室は、原則として、システム管理者があらかじめ指定又 は承認をした者のみが、名札を着用の上、入退室者識別装置を用いて行うものと する。
- 2 システム管理者は、業務上必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の 者を臨時に重要機能室に入退室させることができる。この場合において、入退室 の際には、前項に規定する者を同行させるものとする。
- 3 重要機能室への搬出入物品は,第1項に規定する者がその内容を確認するものと する。
- 4 システム管理者は、重要機能室の入退室に関する記録を作成するものとする。
- 5 端末機の設置されている区画に立ち入ろうとする者は,あらかじめデータ取扱責任者の許可を得なければならない。

(鍵の管理)

- 第9条 重要機能室の出入口の鍵の管理は、システム管理者が行うものとする。
- 2 システム管理者は、業務上必要と認められる者に限り、鍵を貸与するものとする。
- 3 システム管理者は、鍵の管理簿を作成するものとする。

(その他の措置)

第10条 システム管理者は、前2条に定める管理を行うほか、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、重要機能室の入退室管理に際し、必要な措置をとることができる。

第4章 運用管理

(新潟市住民基本台帳ネットワークシステムの運用)

- 第11条 新潟市住民基本台帳ネットワークシステムは、次に掲げる場合に限り運用できるものとする。
  - (1) 住民基本台帳法に定めのある事務を処理するとき。

- (2) 住民基本台帳法の規定により本市において条例を定めた事務を処理するとき。
- (3) 既存住基システムの運用に関わる事務を処理するとき。
- (4) プログラムの作成、導入及び保守を行うとき。
- (5) 職員の教育訓練を行うとき。
- (6) 機器等の保守点検を行うとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、システム管理者が緊急に処理する必要があると 認めるとき。
- 2 本人確認情報の入力,削除及び訂正にあたっては,別に定める手順書によって 正確に行わなければならない。
- 3 本人確認情報等のデータを大量に出力するときは、あらかじめシステム管理者 の承認を得なければならない。

(運用計画)

第12条 システム管理者は、データ取扱責任者と協議して、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムの運用計画を定めるものとする。

(コミュニケーションサーバ及びゲートウェイサーバの操作)

第13条 コミュニケーションサーバ及びゲートウェイサーバは、システム管理者が 指定又は承認をした者が操作する。

(端末機の操作)

第14条 端末機は、データ取扱責任者が指定又は承認した者が操作する。

(アクセス管理)

- 第15条 システム管理者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムについて、 アクセス管理を行うため、次に掲げる事項を実施する。
  - (1) 操作履歴を記録し、定期的に確認すること。
  - (2) 操作履歴の記録を7年間保管すること。
- 2 システム管理者は、前項のアクセス管理を実施するほか、新潟市住民基本台帳 ネットワークシステムのオペレーティングシステムについて、アクセス管理を行 うため、次に掲げる事項を実施する。
  - (1) ユーザIDの管理簿を作成すること。
  - (2) ユーザ I Dに付与する権限を業務上必要最低限のものとすること。
  - (3) 業務に利用するユーザ I D について、業務以外の操作及び設定変更を行うことができないよう制限すること。
  - (4) ユーザ I D 及びその権限について年 1 回以上又は必要に応じて見直しを行い、 不要なユーザ I D については速やかに削除すること。
  - (5) パスワードの有効期間を設けること。
  - (6) パスワードを年1回以上又は必要に応じて更新すること。
  - (7) パスワードは8桁以上の大文字,小文字,英数字等を組み合わせ,かつ,辞書単語,単純な文字列を用いないこと。
  - (8) パスワードは、厳正に管理し、紙に記載する等他者が認知し得る方法で記録し、又は記録させてはならない。
  - (9) 業務に利用する同一のユーザ I Dにおいてパスワードを複数回間違えた場合 には、ロックアウトになるよう設定すること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか,必要なセキュリティ対策を実施すること。
- 第16条 データ取扱責任者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムについて、 アクセス管理を行うため、次に掲げる事項を実施する。
  - (1) 端末機の操作職員(以下「取扱職員」という。)を指定すること。
  - (2) 前号の規定により指定した取扱職員に対し、生体認証により操作者情報を登

録し、その業務処理範囲に応じた操作権限を設定すること。

- (3) 取扱職員の指定を取り消した場合、 操作者情報と操作権限を削除すること。
- 2 データ取扱責任者は、前項の規定により取扱職員を指定したときは、当該取扱職員の氏名及び操作権限の種類について、システム管理者に報告しなければならない。当該指定を変更又は取り消したときもまた、同様とする。

(本人確認情報等の目的外利用及び外部提供の禁止)

第17条 取扱職員等は、取得した本人確認情報等を住民基本台帳法に定めのある事務及び住民基本台帳法の規定により本市において条例を定めた事務以外に利用してはならない。また、法令又は条例に定めのある場合を除き、これを外部に提供してはならない。

(秘密保持義務)

第18条 取扱職員等は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する技術情報、パスワード及び運用方法等業務上知りえた一切の情報を漏らしてはならない。

(構成機器等の管理)

- 第19条 システム管理者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムを構成する機器について、次の各号により適正に管理しなければならない。
  - (1) 利用するハードウェア, ソフトウェア及び磁気ディスクの種類, 数量及び配置等を記録管理すること。
  - (2) 利用するソフトウェアは,指定情報処理機関一括調達ソフト,業務アプリケーションその他指定情報処理機関が指定するソフトウェアとする。ただし,運用上必要と認めるものはこの限りではない。
  - (3) 構成機器及び関連施設の保守を定期に又は随時に実施すること。
  - (4) コンピュータウィルス等の不正プログラムが混入され稼動していないかを監視し、混入されていた場合には駆除すること。
  - (5) ファイアウォールのアクセスログを記録し、解析すること。
  - (6) 保守作業の実施や賃貸借契約の期間満了等に伴い機器を交換するときは、専用ソフトによるデータの消去又は機器の破壊等の措置を講じ、当該機器に記録されたセキュリティ情報及び個人情報を読み出すことができないようにすること。

(システム設計書等の管理)

- 第20条 システム管理者は、システム設計書、操作手引書その他新潟市住民基本台 帳ネットワークシステムに係る仕様書を所定の場所に保管し、適正に管理しなけ ればならない。
- 2 システム管理者は、システム設計書等を廃棄するときは、裁断、溶解等により行わなければならない。

(データの管理)

- 第21条 システム管理者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムについて、 定期的にデータのバックアップを行うとともに、火災その他の災害及び盗難を防 止するよう努めなければならない。
- 2 システム管理者は、記録媒体を廃棄するときは、記録内容を消去しなければならない。

(帳票の管理)

第22条 システム管理者及びデータ取扱責任者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムに係る帳票について、次に掲げるところにより管理しなければならな

V1°

- (1) 帳票の保管に際しては、所定の保管用具に保管し、紛失及び盗難を防止する ための措置を講じること。
- (2) 帳票の廃棄に際しては、焼却その他の復元できない方法によること。

(住民基本台帳カード及び個人番号カードの管理)

- 第23条 システム管理者及びデータ取扱責任者は、発行前の個人番号カードについて、次に掲げるところにより管理しなければならない。
  - (1) 所定の保管用具に保管し、紛失及び盗難を防止するための措置を講じること。
  - (2) 個人番号カードの受払簿を作成すること。
- 2 データ取扱責任者は、返納された住民基本台帳カード及び個人番号カード、また 発行に失敗した個人番号カードについて、次に掲げるところにより管理しなけれ ばならない。
  - (1) 速やかに廃棄すること。
  - (2) 廃棄するまでの間、紛失及び盗難を防止するための措置を講じること。
  - (3) 廃棄に際しては、裁断等により物理的に破壊すること。
  - (4) 住民基本台帳カード及び個人番号カードの廃棄についての記録簿を作成すること。

(緊急時の措置)

第24条 データ保護管理者は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステムの障害によりシステムの全部又は一部が停止した場合又は不正行為等により新潟市の保有する個人情報に脅威を及ぼす恐れがある場合には、別途定める緊急時対応計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、新潟市住民基本台帳ネットワークシステム の管理運営に関し必要な事項は、その都度データ保護管理者が定める。

附則

この要綱は、平成14年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。